

官報 号外

平成八年五月二十四日

○第三百二十六回 参議院會議錄第二十号

平成八年五月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成八年五月二十四日

午前十時開議

第一 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、特別委員会設置の件

一、日程第一及び第二

一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

金融、税制、財政制度及び経済構造全般にわたる改革並びに金融機関等の諸問題を調査するた

め、委員三十五名から成る金融問題等に関する特別委員会を、

海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十

部の実施に関する協定の締結について承認を求め

るの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安

庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律

案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位

元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を審査するため、委員三十名から成る海洋法条約等に関する特別委員会を、

それぞれ設置いたしたいと存じます。

而特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、而特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○金融問題等に関する特別委員

等原 潤一君

佐藤 静雄君

関根 則之君

榎崎 泰昌君

平田 耕一君

真島 一男君

吉村剛太郎君

荒木 清寛君

海野 義孝君

直嶋 正行君

益田 洋介君

渡辺 孝男君

一井 淳治君

梶原 敬義君

筆坂 秀世君

小島 慶三君

奥村 展三君

金田 勝年君

坂野 重信君

中曾根弘文君

服部三男雄君

保坂 三蔵君

前田 勲男君

三浦 一水君

阿曾田 清君

牛嶋 正君

高橋 令則君

林 寛子君

山下 栄一君

伊藤 基隆君

大脇 雅子君

山本 正和君

吉岡 吉典君

島袋 宗康君

○海洋法条約等に関する特別委員

青木 幹雄君

太田 豊秋君

龜谷 博昭君

河本 三郎君

武見 敬三君

野沢 太三君

吉川 芳男君

井上 吉夫君

鹿熊 安正君

久世 公堯君

鴻池 祥肇君

成瀬 守重君

林 芳正君

石田 美栄君

風間 昶君

高野 博郎君

寺澤 芳男君

横尾 和伸君

曾野 久光君

照屋 寛徳君

立木 洋君

島袋 宗康君

田村 秀昭君

常田 享詳君

戸田 邦司君

川橋 幸子君

瀬谷 英行君

須藤美也子君

本岡 昭次君

中尾 則幸君

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長永田良雄君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(永田良雄君登壇、拍手)

○永田良雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅に困窮する低額所得者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者等に配慮した入居者資格を設定するとともに、適切な負担のもとで居住の安定を確保できるよう、公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条件、規模等に応じて設定し、あわせて民間事業者等が保有する住宅を買い取りまたは借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、補助制度改正に伴う地

方財政への影響、買い取り・借り上げ制度の運用方法、家賃制度変更による入居者負担増加の可能性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方理事より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 勸業者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長足立良平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔足立良平君登壇、拍手〕

○足立良平君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における少子・高齢化の進展

等社会経済情勢の変化にかんがみ、育児、介護等の費用を一般財形貯蓄から支出する勸業者を支援するための助成金制度を創設するとともに、中小企業への財形制度普及促進に向け、財形事務の代行制度を創設することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、財形制度の果たしてきた役割、財政政策基本方針を策定していない理由、非課税限度額の引き上げ、中小企業への普及が図れている原因とその改善策、新たな助成金制度を創設する理由、ドイツの制度との比較等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

これにて休憩いたします。

午前十時八分休憩

午後二時十八分開議
○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。菅厚生大臣。

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕
○国務大臣(菅直人君) ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところでありますが、今後二十一世紀にかけて我が国の人口構造が急速に高齢化する中、被用者年金制度を公平で安定したものとするためには、被用者年金制度を再編成し、財政単位を拡大するとともに、費用負担の公平化を図ることが必要であります。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営化されている旧公共企業体の共済組合の長期給付事業を厚生年金保険に統合するとともに、日本鉄道共済組合または日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有する者に係る年金給付に要する費用の一部に充てるため、年金保険者たる共済組合が拠出金を納付する制度を創設すること等、所要の措置

を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、旧公共企業体の共済組合の長期給付事業の厚生年金保険への統合であります。

統合後新たに受給権が発生する年金給付について厚生年金保険法による年金給付を行うとともに、統合時までに受給権が発生している年金給付について厚生年金保険から支給することとしております。また、これらの年金給付に要する費用に充てるため、積立金の移換を行うとともに、年金保険者たる共済組合が厚生年金保険に対して拠出金を納付することを法定することとしております。

第二は、国家公務員共済制度の適用対象の見直しであります。

旧公共企業体を国家公務員共済制度の適用対象から除外し、厚生年金保険の適用対象とするともに、関係規定について所要の整理を行うこととしております。また、厚生年金保険に対する積立金の移換、恩給公務員期間等に係る給付等の業務を行うため、旧公共企業体の共済組合は、大蔵大臣が指定した厚生年金基金が当該業務を行う場合を除き、なお存続することとしております。

このほか、旧公共企業体の共済組合の短期給付事業の健康保険組合への移行、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止等の所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山本保君。

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君 私は、平成会を代表して、ただいま趣旨説明のございました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、橋本総理大臣、菅厚生大臣並びに関係の諸大臣に御質問をいたします。

我が国は、高齢化が急速に進みまして、近い将来、人口の四分の一にも達するお年寄りがみんな長生きしてよかつたなど実感できる社会をどのようにつくっていくのか、このことが最も重大な課題となっております。その意味から、年金制度と公的介護の問題が国民すべての関心事なのであります。

ところが、年金制度はこれまで右肩上がりの経済成長を前提として組み立てられてきました。一方、介護制度はその多くを家族の負担にゆだねてまいりました。このような現状では、ふえ続ける社会的な費用負担をどうするか、特に経済活動のバイタリティーを損なわずどのように個人間、世代間で公平に分担するのが大問題となっております。

総理大臣は、これらの難問、とりわけ年金制度を含む社会保障制度全般の今後のあり方についてどう対処されようとしているのか、最初に御所信をお聞きたいと存じます。

特に、これに関連して、私は二つの課題について具体的に伺います。

第一は、高齢社会を生み出す要因でもあり、また、高齢者を支える社会的な負担を重くしている

子供の出生率の低下についてであります。

政府は、平成三年、海部内閣のときに「健やか」に子供を生み育てる環境づくり」という少子化対策の原則を打ち立てました。これは、本来私ことである子供を産み育てること自体に政府は直接に介入するのではなく、子育ての不安や負担を減らすための社会環境を整備するものであることを方針としたものであります。

私は、この方針はまことに道理にかなったものと考えますが、残念ながら子供の出生率は依然として上昇しておりません。政府は、いま一度、子育て支援の社会環境づくりに全内閣を挙げて取り組むべきだと思いますが、総理並びに厚生大臣のお考えをお聞きたいと存じます。

第二に、増大する社会的な費用負担を税負担や社会保障負担の割合を上げることによって対応していくことが難しい以上、ここで考えられる社会経済構造の抜本的な改革は、もはや市民社会内部での自助、共助の福祉体制を築くことを国が支援するほかにはないと確信するものであります。

その意味から、地域の非営利公益法人NPOが税制優遇を受け、寄附金を中心として活動し、お年寄りの世話や生きがいの社会づくりを進めるためのNPO法案の成立が喫緊の課題ではないでしょうか。既に福祉や芸術の部門では、たくさん世のため人のために働く人たちが活動しております。

私は、ここであえて自由民主党総裁の橋本総理大臣と新党さきがけの人望あるリーダーの一人である菅厚生大臣にお尋ねいたしますが、現在、衆議院に提出されているNPO法案を、小異を捨てて超党派でいっときも早く成立させるようお骨折

りいただくわけにはまいりませんでしょうか。率直な御所信をお聞きたいと存じます。

次に、新聞報道等によりますと、総理は新しい橋本ビジョンを公表されることとあります。そこでは、国民負担率を四五％に抑え、その範囲内で福祉政策や財政再建を行うとも伺っておりますが、この橋本ビジョンの主な内容とその発表時期について、ここで明確に御答弁されるよう要求いたします。

ところで、政府は国会への介護保険法案の提出を見送ったとの報道もございします。厚生大臣にお聞きいたします。今後の公的介護システムについてどのような制度をつくらうと考えておられるのでしょうか。現在までの検討の経過と今後の見通しをお話してください。

また、平成六年の年金法改正において、国会修正により基礎年金の国庫負担割合の引き上げについて検討規定が新たに設けられ、衆参の厚生委員会の附帯決議では、その国庫負担の割合を二分の一を目途とする旨が示されました。総理大臣、これについて今後の見通しをお聞きたいと存じます。

さて、我が国の被用者年金は現在八つの制度に分かれており、現役時代の保険料負担や今後の給付の点で著しい格差があります。個人個人が加入する制度の違いによってこのような格差が生じるということは、公的年金にあってはならないことであります。年金制度を将来にわたって安定的に運営していくため、関係者の合意のもとに、一元化を早急に進めることが必要であらうと思っております。

この問題につきましては、既に昭和五十九年十二月の閣議決定により、平成七年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるとされております。しかしながら、一年以上おくられてようやくまとめた今回の改正案でも、旧公共企業体の共済年金だけが厚生年金へ統合されるにとどまっております。さらに、本年三月の閣議決定では、公的年金全体を統合する目標年次の設定がなされませんでした。

そこで、今回なぜ一元化の完了に至らなかったのか、そして今後いつまでにどのように道筋をつけていくのか、お伺いいたします。総理大臣はどのようなリーダーシップをお示しになるのでしょうか。

今回のように、個々の共済制度の財政が悪化し、制度として立ち行かない状況になってから統合するというのでは、一元化について国民の理解が得られなくなるのではないのでしょうか。このことについて総理の御見解をお願いいたします。

さらに、特に現在、財政に比較的ゆとりがある地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済組合の所管大臣に年金一元化に向けての決意のほどをお伺いいたします。

次に、それでは改正案の内容に関連してお伺いいたします。

第一に、積立金の移換の問題、特に不足額が約一兆円に及ぶJR共済の問題についてであります。

JR共済の不足額については、国鉄清算事業団が約八千億円、JR各社が約二千億円を負担することとされております。しかしながら、清算事業団については、巨額な長期債務を抱え、今なお債務縮減のめど立たない現状にあります。昭和六十二年、国鉄を民営化したときには二十五兆五千

億円であった債務は、平成八年度には二千七兆六千億円と見込まれるなど、むしろ増加しております。このまま行けば清算事業団の債務は雪だるま式にふえるのではないかと懸念されているのであります。清算事業団の長期債務をどのように処理するのか、今後の方針について総理にお聞きいたします。

加えて、このような現状に照らし、今回清算事業団が負担する約八千億円についてどのような対応をなされるつもりなのか、総理大臣に御所見をお聞きしたいと存じます。

第二に、JR共済の自助努力についてお尋ねいたします。

JR共済につきましては、制度間調整事業により広く他の共済組合等から財政支援を受けるとともに、自助努力措置として、既裁定年金について一〇％のスライド停止などが課せられております。さらに、現役の組合員に対しても、現在の高い保険料率が厚生年金の保険料率と同じ水準になるまでの間はそのまま据え置かれることとされております。このような重い自助努力についてはできるだけ早く解消すべきであると考えますが、これについて大蔵大臣の積極的な御答弁を求めます。

第三に、厚生年金基金をめぐる問題についてお聞きします。

平成六年に解散した日本紡績業厚生年金基金に対し、本年三月、厚生年金基金連合会が初めて支払い保証を行うことが報じられました。このように、現在、厚生年金基金の財政悪化が深刻な問題になっております。また、基金が厚生年金の代行

をしている部分につきましても、給付に必要な積立金が不足している基金が少なくないとも報じられております。

サラリーマンの三人に一人が厚生年金基金に入っている現状にかんがみまして、加入者の不安をこれ以上増幅させないためにも、支払い保証及び代行給付のあり方を含め厚生年金基金全体の総合的な見直しが必要になっていないかと思いますが、厚生大臣のお考えをお聞かせください。

第四に、基礎年金番号についてであります。

基礎年金番号は来年の一月からの導入を目指して準備が進められているようであります。この制度にさまざまな利点があることは認めますが、多くの国民はプライバシーの保護は大丈夫かと心配しておられます。例えば、自治省では住民基本台帳番号の導入を検討しているようでありますが、この際、厚生大臣は基礎年金番号を他の制度に転用しないことを国民に明確に説明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

最後に、年金制度の情報公開のあり方についてお伺いいたします。

現在、我が国の年金制度の将来についての不信感が、国民、特に若い世代の間に広まっております。このような不信感を払拭し、世代間扶養の重要性をよく御理解していただくためにも、年金に関する財政の実態、その安定性や制度間の負担の公平性、将来見通し等の情報の積極的な公開を進めるべきであります。

今後、一元化の議論がさらに本格化していくことを期待しておりますが、その際には、公平中立な立場から、各制度について統一的に分析評価で

きる情報公開の仕組みがどうしても必要であると思ひます。

これらの点について総理の御見解を承りまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 山本議員にお答えを申し上げます。

まず、社会保障制度の今後のあり方についてであります。高齢化の進展によりまして社会保障の費用が増大することは避けられませんが、国民に過重な負担を課さないようにしながら必要な給付を確保しなければなりません。このため、負担の公平に留意しながら、いかに制度を合理化し、制度運営の効率化を図っていくか、こうした視点を我々は持たなければならぬと思っております。こうした観点から、社会保障制度全般のあり方について今後さらに検討していきたいと考えております。

子育て支援についてお尋ねがありました。子供を持つか持たないかは、これはもちろん個人のお考えの問題でありますけれども、子供を持ちたい方が持てない状況を解消し、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、社会全体の課題だということは御指摘のとおりであります。

このため、保育対策の充実や育児休業制度の定着など、エンゼルプランに基づいて保育、雇用、教育、住宅などを含めた総合的な子育て支援施策の着実な推進を行っております。こうした施策の推進を通じ、子育てのしやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、NPO法案につきましては、与党においても、現在、今国会に提出すべく鋭意検討されていると聞いております。

いずれにいたしましても、高齢化の進展などが我が国の経済社会を取り巻く環境変化に適切に対応していくとするなら、ボランティアや市民活動団体が行う市民活動の活性化というものは絶対に必要なものであります。今後、十分御議論いただくべき課題であると考えております。

次に、私は、自分で福祉についての橋本ビジョンといった言葉を使ったことはありませんけれども、高齢化が進む中で、一方で財政が極めて厳しい状況にある、さらに我が国の経済の活力をどう保持していくかが問われている状況の中で、従来から年金あるいは医療等を含めた国民負担、税と合わせましての国民負担率といった問題の意識は持ち続けてまいりました。

そのような観点から、現在、経済審議会、財政制度審議会、税制調査会、社会保障制度審議会の会長などにお集まりをいただき、本院の予算委員会でも御提起がありましたようなことを踏まえまして御議論をいただくなど、勉強を進めていっているところであります。

次に、基礎年金の国庫負担引き上げ問題につきましては、平成六年の年金改正の審議の過程で附則検討規定が追加修正され、また、附帯決議もなされました。

この附則検討規定におきましても、「年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案」すべきこととされておまして、巨額の財源をいかに確保するか、さらに医療あるいは福祉なども含め

ました社会保障施策全体の中での優先順位をどうするか、幅広い観点から検討していく必要があるものと考えております。

また、公的年金の一元化の問題につきましてはお尋ねがありました。

公的年金の一元化問題につきましては、制度の安定化と公平化を図るという見地から、各制度の目的、機能、経緯などに配慮しながら鋭意検討してまいりました。

被用者年金制度の分立による不安定な制度運営、負担の不均衡は、主として各制度の成熟化の進展に伴って生ずることから、今後、各制度が成熟化していく段階において漸進的な対応を進めていくことが適当であるという結論に達しました。

このたび、被用者年金制度の再編成の第一弾として三共済の統合法案を提案させていただきましたとともに、今後の再編成の基本方針を閣議決定したところであります。この基本方針に沿って被用者年金制度の再編成を着実に進めてまいりたいと考えております。

財政が悪化してから統合を行うのでは国民の理解が得られないという御指摘がありました。しかし、公的年金制度の一元化の推進について国民の御理解を得ていくために、これは各制度の財政悪化が放置されることのないように、財政運営状況や将来見通しに関する積極的な情報公開と、専門的、中立的立場からの検証を行っていくことは、御指摘のとおり、重要なことだと思っております。

次に、今回の八千億円の移換金負担を含む国鉄清算事業団の長期債務の処理につきましては、閣議決定において、土地処分収入などの自主財源を充ててもなお残る事業団の債務などについては、

最終的には国において処理をするものとされております。その本格的な処理のために必要な新たな財源措置については、土地の処分などの見直しのおおよそつくと考えられる段階で、歳入歳出の全般的な見直しとあわせ、検討、決定することとされております。

また、事業団の土地の処分につきましては、平成九年度までにその実質的な処分を終了することとされております。

事業団の債務などの処理のための新たな財源措置につきましては、これらの閣議決定を踏まえ、土地やJ.R株式の処分の状況を見定めながら、必要な措置について検討してまいります。

年金制度の情報公開について御意見がございました。

国民の老後生活にかかわりの深い年金の財政運営状況などに関する情報について、わかりやすい形で国民に提供していくことは、御指摘のとおり、広く年金に対する国民の理解と信頼を得いく上で極めて重要なことだと思っております。今後とも各制度がそれぞれ適切な情報を積極的に公開していくように努めてまいります。

また、各制度の統一的分析評価についての御意見をいただきました。

社会保障制度審議会の年金数理部会におきまして、専門的、中立的な立場から各制度の安定性、公平性について検証を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係閣僚から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇、拍手)

○国務大臣(菅直人君) 山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援の社会環境づくりについてでございますが、先ほど総理からも詳しくお述べいただきましたが、特に今の日本の人口構造を見ますと、大変子供さんの数が減っております。ある意味では全体のバランスが非常に悪くなっているということ、さらには年金の計算などにおいても出生率が非常に大きな要素となっていることなどにかんがみまして、平成七年度から緊急保育対策五カ年事業を初めとするエンゼルプランを現在実施しているわけですが、さらに必要なことをいろいろやっていかなければならないという感じがいたしております。

連休中、私も八丈島の八丈町というところに行きましたら、三人目からの子供に対して町独自でいろいろな一時金などを出されている。そういう例も見まして、いろいろな実例を参考にしながら、今後二十一世紀を見据えて、個性豊かでたくましい児童が育つような、あるいは子供をつくっても仕事が同時的に行っているような、女性の社会参加が維持できるような、そういう制度をさらに充実していくために頑張らなければならぬ、このように考えているところであります。

次に、NPO法案についてのお尋ねであります。

この法案につきましては、さきがけの政治家としてのお尋ねということですが、さきがけだけではなく、自民党、社民党を含めて三党で努力をしていただいているというふうに理解をいたしております。その与党三党がこの国会に提出すべく鋭意検討を進めていただいているわけでありまして、法案が出た段階では野党の皆さんともいろいろ協議があるのではないかと、そのように考

え、また、期待もいたしているところであります。

介護保険法についてのお尋ねでございますが、この介護保険法の状況につきましては、平成六年の「二十一世紀福祉ビジョン」において、国民誰もが身近に必要な介護サービスを手に入れられるシステムの必要性が初めて提言をされました。その後、高齢者介護・自立支援システム研究会において、高齢者自身がサービスを選択することに基づいた介護保険方式による新たな高齢者介護システムの構築を提言する報告がまとめられたことは御承知のとおりであります。

そして、平成七年の二月からは老人保健福祉審議会においてこの問題の検討が開始されまして、六月の社会保障制度審議会からの公的介護保険制度の創設に関する勧告をいただくことも経過としてありまして、そして老人保健福祉審議会では七月には第一次中間報告を取りまとめたこと、また、本年、平成八年一月には第二次中間報告を取りまとめ、さらに本年四月二十二日に老人保健福祉審議会としての最終的な報告が提出されたところであります。

そして、去る五月十五日には老人保健福祉審議会の報告を受けて策定いたしました厚生省の制度試案を老人保健福祉審議会にお示しをし、さらに五月二十二日も御審議をいただいたところであります。今後、この制度試案をもとに検討を進め、自治体など関係者の御意見を十分に踏まえながら、何とか成案を得てこの国会へ法案という形で提出してまいりたいと、今、最後の努力を続けているところであります。

厚生年金基金制度の見直しについてのお尋ねでございますが、制度創設から三十年を経て、かつてのような経済成長が期待しにくくなっている今日、厚生年金基金の今後の安定的な発展を図っていくためには制度全体についての見直しが必要と考えております。

このため、現在、基金関係者や学識経験者などによる研究会において、基金財政の安定化や支払い保証制度の充実など制度全体について検討し、六月末をめどに報告をまとめていただくこととしております。この検討結果を受けて、年金審議会や関係者の御意見を聞きながら、必要な制度改正に取り組んでいきたい、このように考えております。

最後に、基礎年金番号と他の制度との関係についてのお尋ねでございます。

基礎年金番号は、現在の年金番号を各制度で共通して使用できるものとするにより、行政サービスの向上と未加入者の解消を図ろうとするものであります。公的年金加入者を対象とするともに、専ら年金業務において使用されることを目的として実施するものである、このように考えております。

基礎年金番号の実施に当たりましては、プライバシー保護の重要性にかんがみ、徹底した対策を講じ、万全を期してまいりたい、このように考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

(国務大臣倉田寛之君登壇、拍手)

○国務大臣(倉田寛之君) 地方公務員共済組合の所管大臣としての年金一元化についてのお尋ねでございますが、今回の旧三公社共済の厚生年金へ

の統合に当たりましては、地方公務員共済組合は公的年金の一翼を担うものとして、費用負担の平準化を図りながら財政的な支援を行うこととしていくところでございます。

今後、三月八日の再編成についての閣議決定に従いまして、成熟化の状況等に応じて財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としてのあり方をも踏まえながら、まず地方公務員共済、国家公務員共済の両制度におきまして財政安定化のための措置を検討してまいる所存でございます。(拍手)

(国務大臣奥田幹生君登壇、拍手)

○国務大臣(奥田幹生君) お尋ねの私学共済の年金一元化への対応につきましては、総理からお話のございました去る三月八日の閣議決定を踏まえまして、現役職員と年金受給者の割合を示します成熟度や、五年に一度行われます財政再計算時ごとに将来見通しを分析しまして、年金制度としての安定性を検証しながら、公的年金制度の再編成という大変大きな課題に的確に対処してまいりたい、このように考えております。(拍手)

(国務大臣久保亘君登壇、拍手)

○国務大臣(久保亘君) お尋ねのございました鉄道共済年金につきましては、他の公的年金制度から財政支援を受ける前提として、給付、負担の両面にわたる自助努力を実施しているところであります。

給付面の自助努力のうち、標準報酬再評価の繰り延べ措置につきましては、公的年金制度の一元化に関する懇談会の報告書において、統合に際し見直すことが適当であるとされております。統合後は、鉄道共済に係る受給者についても厚生年金

水準の年金を支給することが適当であると考えられることから、統合に伴い解除することとしたしております。なお、既裁定年金の一〇％スライド停止措置等については、鉄道共済の給付水準を厚生年金相当水準に合わせるといふ趣旨で実施しているものでありますので、統合後においても継続することといたしております。

また、負担面の自助努力である高い保険料率につきましては、同報告書において、厚生年金より高い保険料率については、従来の経緯を踏まえ、統合に際し段階的にその格差の解消を図るべきこととされていることを踏まえて、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、据え置くことといたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 竹村泰子君。

(竹村泰子君登壇、拍手)

○竹村泰子君 私、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表いたしまして、ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、橋本総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

橋本総理は、厚生大臣も務められ、福祉政策については高邁な理想と熱意をお持ちと御尊敬申し上げます。

そこで、質問をいたします。

我が国は、現在、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、二十一世紀には本格的な少子・高齢社会が到来します。そういう時代の中で私たちがなすべきことは、後に続く世代が不安のない生活を送ることのできる新しい社会の仕組みを構

築していくことであります。

老後生活の所得保障の中心を担う公的年金制度もまた、国民が将来にわたって安心できるような制度として継続していくため、世代間の給付と負担の公平を基本に各年金制度間の給付と負担の均衡を図るいわゆる年金の一元化を進めるなどの改革に取り組んでいくことが必要であります。

さて、公的年金制度の長期的な安定を図るために年金の一元化は不可欠であると考えますが、国民の連帯による公正公平な年金制度を国民合意のもとでどのように確立していくかを明らかにする必要があります。まず、橋本総理に、年金の一元化の基本理念はどのようなものであるか、お伺いをいたします。

次に、本改正案の趣旨でありますJR、JT、NTTの各共済年金を厚生年金に統合することに際しましては、統合される三共済が合計二兆五千百億円の積立金について責任を持って移換しなければならぬことは言うまでもありません。

中でもJR共済は約一兆二千億円を厚生年金に移換することになり、その負担についてJR各社の最大限の経営努力が求められます。しかし、国鉄清算事業団の債務については現在二七兆七千億円を超えたとされており、JR共済年金の厚生年金への統合に伴う負担はどのようにして賄われるのでしょうか。運輸大臣の御見解をお伺いいたします。

年金の一元化を進めるに当たりましては、各年金制度の財政状況や将来の見通しなどについての情報を公開し、公平な機関において定期的に検証していくことが必要であります。そして、それを踏まえた上で一元化の具体的な方法を検討しなけ

ればならないと考えますが、年金財政の情報公開やその検証方法の確立について、厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、二十歳以上の国民に共通の基礎年金部分に関する課題についてお尋ねいたします。

最初に、国民年金の未加入者、保険料の滞納者が増加しているために問題となっており、国民年金の空洞化についてであります。

未加入、滞納は本人にとっても将来の低年金、無年金につながり、ひいては国民年金の形骸化をもたらします。国民年金の空洞化を解消するため、運営、制度の両面にわたる総合的な対策を講ずる必要があると考えますが、厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

また、年金の空洞化解消との関連において、四年の年金改正時に議論され、国会修正が行われた基礎年金の国庫負担引き上げの問題について、橋本総理のお考えをお伺いいたします。

また、少子・高齢化社会を迎え新しい社会システムを構築していく上で、私が強調したいのは、子育て対策の飛躍的な充実が必要であるという点であります。

子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることができるよう、また、子供自身が健全に成長していけるよう、子育てを社会全体で支えていくようなシステムづくりが必要です。特に、仕事をしている女性たちの出生率が低いことを考えますと、仕事を続けながらも子供を産み育てることのできる幅広い社会的支援が要請されます。

現状を放置すると、少子化が一層進行し、女性の社会参加、職場への進出が阻害され、結果として、急速に高齢化が進行する日本の経済社会を支える労働力の著しい不足を招くことにもなりかねませんし、年金制度への影響も大きいと考えます。

子育ての社会的支援について、政府が積極的に取り組まれる御決意を橋本総理にお伺いいたします。

最後に、介護保険についてお尋ねいたします。

最近の報道により、橋本総理は介護保険法案の今国会提出に慎重な御発言をされておられますが、私も与党プロジェクト並びに政府の審議会においては、昨年来議論を積み重ね、それを踏まえた厚生省試案が先般提示されたところであります。

新たな介護制度の創設は、特に現在、家庭介護の担い手となっている女性はもちろん、多くの国民が待ち望んでいるところではないでしょうか。

私たちは、政府がぜひ今国会に介護保険法案を提出し、国民的議論を巻き起こしていく必要があると考えます。

介護保険法案の今国会提出について、橋本総理のしかとした御決意をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 竹村議員にお答えを申し上げます。

まず第一点、公的年金の一元化の基本理念についてというお尋ねであります。公的年金制度は、申し上げるまでもなく、老後の生活を支える柱となるものであります。その長期的な安定と同時に、給付と負担の公平が極めて重要でありま

す。公的年金制度の一元化の目標は、まさにこの制度の長期的な安定性、そして公平性の確保だと考えております。

政府としては、今後とも、就労構造の変化、制度の成熟化の進展などに応じながら、公的年金制度の安定化と公平化を図るため、その再編成を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、平成六年の年金改正の御審議の過程におきまして、基礎年金の国庫負担引き上げ問題につき附則検討規定が修正追加されました。この附則検討規定におきまして、「年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案」すべきこととされており、巨額の財源をいかに確保するか、さらには医療や福祉も含めた社会保障施策全体の中での優先順位をどうするか、幅広い観点から検討していく必要がある、そのように考えております。

次に、少子化や女性の社会参加にお触れになりながら、子育ての社会的支援についてのお尋ねがございました。

子供を持つか持たないか、これはもちろん個人のお考えの問題でありますけれども、子供を持ちたい人が持てない状況を解消すること、そのため、家庭における子育てを基本としながらも、いかにしてこれを社会が支援し、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくかは社会全体の課題だと思っております。

このため、保育対策の充実や育児休業制度の定着など、エンゼルプランに基づきまして保育、雇用、教育、住宅などを含めた総合的な子育て支援

施策の着実な推進を図っているところであります。こうした施策の推進を通じて、子育てのしやすい環境の整備に努めていきたいと思っております。

次に、介護保険についてのお尋ねがございました。

高齢者介護の問題は、少子・高齢化の進展に伴って国民の老後生活の最大の不安要因となっております。高年齢者介護保険制度の制度化は重要な国民的課題だと思っております。

菅大臣とも御相談をいたしました上で、先日、私自身が、老人保健福祉審議会の会長にもお越ししたとき、さまざまな問題点のあることは承知しつつも、できるだけ早く結論を出していただきたいというお願いを申し上げたばかりであります。高年齢者介護保険制度については、現在、老人保健福祉審議会を中心に精力的な検討が行われているところであります。保健・医療・福祉にわたる高年齢者介護サービスというものを総合的、一体的に提供する新たな高年齢者介護システムの制度化に向けて努力していきたい、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇、拍手)
○国務大臣(菅直人君) 竹村議員の御質問にお答えいたします。

私への御質問は、年金財政の情報公開や検証方法の確立についてであります。

国民の老後生活にかかわりの深い年金の財政運営状況に関する情報について、わかりやすい形で国民に提供していくことは、広く年金に対する国民の理解と信頼を得ていく上で極めて重要なこと

だと考えております。このため、今後とも各制度がそれぞれ適切な情報を積極的に公開していくように努めるとともに、社会保障制度審議会年金数理部会において、専門的、中立的な立場から各制度の安定性や公平性について検証を行っていただくことといたしているところであります。

次に、国民年金の空洞化についてのお尋ねでございます。

国民一人一人の将来の年金権を確保すること、公的年金制度の健全な運営を図っていくためには、未加入者、未納者の解消は極めて重要な課題であると認識しております。このため、二十歳到達者に対する年金手帳送付による適用、国民健康保険との連携の強化、基礎年金番号の導入による適用対策の推進を図るとともに、口座振替の促進、専任徴収員の増員など、保険料納付対策の推進に努めることとしております。

さらに、国民の理解と信頼を深めるため、各種の広報活動の強化を図るなど総合的な対策を講じてまいりたい、こう考えております。(拍手)

（拍手）

○議長（斎藤十朗君）これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員

荒木 清寛君 都築 讓君
小川 勝也君 山崎 力君
高橋 令則君 市川 一朗君
小林 元君 高野 博節君
岩瀬 良三君 田 英夫君
魚住裕一郎君 長谷川道郎君

○国務大臣（亀井善之君登壇、拍手）

お尋ねは、J R 共済年金が厚生年金に統合される際の移換金について国鉄清算事業団はどのように負担をするかと、このように考えております。清算事業団が抱える長期債務等の償還については、昭和六十三年一月二十六日の閣議決定において、土地、株式の資産売却収入等の自主財源を充

てでもなお残る事業団の債務等については、最終的には国において処理するものとすると言われているところであります。

今回の鉄道共済の厚生年金への統合に当たり必要とされる移換金に係る負担についても、平成八年三月八日の法案提出時の閣議決定において、既存の債務等と同様の取り扱いをするものとされたところであります。

なお、各年度における支払い額を初めとする移換金の具体的な支払い方法等については、今後、関係者間で調整を図ることとしております。

西川 玲子君	和田 洋子君	海野 義孝君	海老原義彦君
小山 峰男君	平田 健二君	岩井 國臣君	阿部 正俊君
曾川 健二君	阿曾田 清君	塩崎 恭久君	山崎 順子君
大森 礼子君	畑 恵君	横尾 和伸君	平野 貞夫君
戸田 邦司君	渡辺 孝男君	直嶋 正行君	二木 秀夫君
今泉 昭君	水島 裕君	陣内 孝雄君	鴻池 祥肇君
益田 洋介君	石田 美栄君	石渡 清元君	猪熊 重二君
武田 節子君	泉 信也君	風間 昶君	長谷川 清君
釘宮 馨君	北澤 俊美君	宮崎 秀樹君	永田 良雄君
山下 栄一君	牛嶋 正君	鈴木 貞敏君	志村 哲良君
統 訓弘君	浜四津敏子君	大久保直彦君	吉田 久之君
木庭健太郎君	寺崎 昭久君	永野 茂門君	林田悠紀夫君
白浜 一良君	勝木 健司君	坪井 一字君	佐藤 泰三君
星野 朋市君	田村 秀昭君	鈴木 栄治君	野間 起君
足立 良平君	寺澤 芳男君	松谷蒼一郎君	平田 耕一君
広中和歌子君	林 寛子君	林 芳正君	馳 浩君
及川 順郎君	片上 公人君	長峯 基君	中原 爽君
平井 卓志君	石井 一二君	橋本 聖子君	太田 豊秋君
末広真樹子君	水野 誠一君	笠原 潤一君	上野 公成君
大野つや子君	三浦 一水君	岡 利定君	溝手 顕正君
山本 一太君	椎名 素夫君	吉村剛太郎君	河本 三郎君
中尾 則幸君	奥村 展三君	尾辻 秀久君	鹿熊 安正君
堂本 暁子君	松村 龍二君	西田 吉宏君	真島 一男君
保坂 三蔵君	鈴木 正孝君	清水 達雄君	佐藤 静雄君
山本 保君	常田 享詳君	狩野 安君	斎藤 文夫君
景山俊太郎君	金田 勝年君	久世 公堯君	木宮 和彦君
釜本 邦茂君	林 久美子君	松浦 孝治君	石川 弘君
友部 達夫君	福本 潤一君	野村 五男君	野沢 太三君

平成八年五月二十四日 参議院會議録第二十号 議長の報告事項

関根 則之君	石井 道子君
吉川 芳男君	岡野 裕君
下稻葉耕吉君	上杉 光弘君
中曾根弘文君	森山 眞弓君
山東 昭子君	井上 裕君
坂野 重信君	松浦 功君
村上 正邦君	遠藤 要君
井上 吉夫君	佐々木 満君
岩崎 純三君	大木 浩君
山崎 正昭君	依田 智治君
日下部禧代子君	清水 澄子君
中島 眞人君	谷川 秀善君
武見 敬三君	齋藤 勲君
龜谷 博昭君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	鈴木 政二君
朝日 俊弘君	前川 忠夫君
矢野 哲朗君	楠崎 泰昌君
南野知恵子君	河本 英典君
加藤 紀文君	今井 澄君
大脇 雅子君	片山虎之助君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
清水嘉与子君	成瀬 守重君
大島 慶久君	大淵 絹子君
淵上 貞雄君	香掛 哲男君
青木 幹雄君	小野 清子君
守住 有信君	竹山 裕君
山本 正和君	梶原 敬義君
前田 勲男君	井上 孝君

板垣 正君	大河原太一郎君
岡部 三郎君	倉田 寛之君
田沢 智治君	高木 正明君
宮澤 弘君	菅野 久光君
栗原 君子君	田村 公平君
国井 正幸君	西川 潔君
山下 芳生君	矢田部 理君
山口 哲夫君	江本 孟紀君
小島 慶三君	笠井 亮君
伊藤 基隆君	萱野 茂君
峰崎 直樹君	笹野 貞子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
藁科 満治君	谷本 纈君
菅野 壽君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	佐藤 道夫君
筆坂 秀世君	須藤美也子君
千葉 景子君	一井 淳治君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
武田邦太郎君	西山登紀子君
緒方 靖夫君	吉川 春子君
角田 義一君	上山 和人君
川橋 幸子君	三重野栄子君
松前 達郎君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 古典君
村沢 牧君	赤桐 操君
久保 巨君	瀬谷 英行君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

國務大臣	内閣総理大臣	橋本龍太郎君
	大蔵大臣	久保 巨君
	文部大臣	奥田 幹生君
	厚生大臣	菅 直人君
	運輸大臣	亀井 善之君
	労働大臣	永井 孝信君
	建設大臣	中尾 栄一君
	自治大臣	倉田 寛之君
政府委員	厚生省年金局長	近藤純五郎君
議長の報告事項	一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
法務委員	辞任	補欠
	中原 爽君	井上 孝君
	青木 薪次君	千葉 景子君
農林水産委員	辞任	補欠
	笠原 潤一君	岡部 三郎君
労働委員	辞任	補欠
	千葉 景子君	青木 薪次君
建設委員	辞任	補欠
	井上 孝君	中原 爽君

倉田 寛之君	海老原義彦君	
国会法第四十二	国会法第四十二	
条第二項ただし	条第三項の規定	
書の規定による	によるもの	
決算委員	辞任	補欠
	海老原義彦君	倉田 寛之君
	岡部 三郎君	笠原 潤一君
議院運営委員	辞任	補欠
	岩永 浩美君	鈴木 政二君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
地方分権及び規制緩和に関する特別委員	辞任	補欠
	伊藤 基隆君	今井 澄君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
警察法の一部を改正する法律案(閣法第五十七号)		
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第六十七号)		
通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第八十二号)		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
日本学術振興会法の一部を改正する法律案		
農畜産業振興事業団法案		

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問
主意書(栗原君子君提出)
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本学術振興会法の一部を改正する法律
農畜産業振興事業団法
自動車ターミナル法の一部を改正する法律

防衛庁設置法の一部を改正する法律
昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
井上 孝君 補欠 中原 爽君

農林水産委員
岡部 三郎君 補欠 浦田 勝君

運輸委員
浦田 勝君 補欠 岡部 三郎君

労働委員
浦田 勝君 補欠 岡部 三郎君

建設委員
青木 薪次君 補欠 瀬谷 英行君

辞任
海老原義彦君 補欠 倉田 寛之君

決算委員
中原 爽君 井上 孝君
補欠 倉田 寛之君 海老原義彦君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣
法第七五号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(閣法第六一号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
公営住宅法の一部を改正する法律案(閣法第二
五号)審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
(閣法第三九号)審査報告書

審査報告書
公営住宅法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

参議院議長 斎藤 十朗殿
建設委員長 永田 良雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、住宅に困窮する低額所得者に対

して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者
等に配慮した入居者資格を設定するとともに、
適切な負担の下で居住の安定を確保できるよう
公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条
件、規模等に応じて設定し、あわせて民間事業
者等が保有する住宅を買い取り又は借り上げて
公営住宅として供給する方式を導入する等の措
置を講じようとするものであり、おおむね妥当
な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費としては、平成八年度
一般会計予算に公営住宅建設事業等に必要経
費(公営住宅家賃収入補助等に必要経費を含む。
む。)として四千三百四十四億六千二百万円が計上
されている。

公営住宅法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年四月十九日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 斎藤 十朗殿

公営住宅法の一部を改正する法律案
公営住宅法の一部を改正する法律案
公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法(昭和二十八年法律第九十三号)の
一部を次のように改正する。

目次中「建設」を「整備」に、「第十一条の二」を
「第十四条」に、「第十一条の三」を「第十五条」に、
「第二十三条の二」を「第三十四条」に、「第三章の
二 公営住宅建設事業(第二十三条の三―第二十
三条の十)」を「第四章 公営住宅建設事業(第三十
五条―第四十三条)」に、「第四章 補則(第二十四
条―第三十条)」を「第五章 補則(第四十四条―第
五十二条)」に改める。

第一条中「建設」を「整備」に、「賃貸する」を
「賃貸し、又は転貸する」に改める。
第二条第二号を次のように改める。

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り
又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又
は転貸するための住宅及びその附帯施設で、
この法律の規定による国の補助に係るものを
いう。

第二条第三号及び第四号を削り、同条第五号中
「公営住宅を建設するために」の上に「公営住宅を
建設することを行い、」を、「必要な土地」の下に
「の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加
え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号
を加える。

四 公営住宅の買取り 公営住宅として低額所
得者に賃貸するために必要な住宅及びその附
帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び
附帯施設を買い取るために必要な土地の所有
権、地上権又は土地の賃借権を取得すること
(以下「公営住宅を買い取るための土地の取
得」という。)を含むものとする。

参議院議長 斎藤 十朗殿

五 公営住宅の建設等 公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。

第二条第六号を次のように改める。

六 公営住宅の借上げ 公営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。

第二条第十二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「公営住宅を除く」を「公営住宅(第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。を除く)」に、「共同施設を除く」を「共同施設(第七條第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。を除く)」に、「新たに建設する事業を」新たに整備する事業に、「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「共同施設を建設するために」の上に「共同施設を建設することを行い、必要土地の下に」の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加え、同号を同条第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一 共同施設の買取り 共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を買い取ることをいい、その施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること(以下「共同施設を

買い取るための土地の取得」という)を含むものとする。

十二 共同施設の建設等 共同施設の建設又は共同施設の買取りをいう。

十三 共同施設の借上げ 共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することをいう。

十四 共同施設の整備 共同施設の建設等又は共同施設の借上げをいう。

第二条第八号中「政令」を「建設省令」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「建設」を「整備」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 公営住宅の整備 公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

第三十条中「第二種公営住宅(第八条を「公営住宅(第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十条」を「第二十六条」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号及び第二十四条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十三条の五第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第五十二条とする。

第二十九号中「基く」を「基づく」に改め、同条を第五十一条とする。

第二十八号中「建設」を「整備」に改め、同条を第五十条とする。

第二十七号を第四十九条とする。

第二十六号第一項中「建設」を「整備」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第三項中「当る」を「当たる」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十五条第一項中「外」を「ほか」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第四十七条とする。

第二十四条の二を第四十六条とする。

第二十四条第三項中「又は共同施設が」を「若しくは共同施設が」に、「又は第二十三条の五第一項」を「公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して建設大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要が

あると認めるときは、第十六条第一項、第二十八号第二項又は第二十九号第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十四条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(社会福祉法人等による公営住宅の使用等)

第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二十一条に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二條に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者(以下この項において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三條第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において建設大

臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八条第二項の建設省令で定める基準に従つて管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

第四章を第五章とする。

第三章の二中第二十三条の十を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十三条の九中「事業主体の長を」を「事業主体に改め、同条を第四十一条とする。

第二十三条の八の見出し中「建設される」を「整備される」に改め、同条第一項中「第二十三条の五

第一項を」第三十七条第一項に、「事業主体の長を」を「事業主体に」に、「建設される」を「整備される」に、「第十七条を」第二十三条及び第二十四条第二項に改め、同条第二項及び第三項中「事業主体の長を」を「事業主体に」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十条とする。

第二十三条の七を第三十九条とする。

第二十三条の六第一項中「事業主体の長を」を「事業主体に」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十三条の五第一項中「事業主体の長を」を「事業主体に」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号及び第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

第二十三条の五第三項中「合理的な高度利用を」を「適正かつ合理的な利用」に改め、同条第五項中「市町村長を」市町村に改め、同条第六項中「事業主体の長を」事業主体に改め、同条を第三十七条とする。

第二十三条の四中「次の各号に」を「次に」に改

め、同条第二号中「第二十四条第一項を」を「第四十条第一項に改め、同条第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、「に、当該除却すべき公

営住宅の構造及び階数に應じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計」を削り、「定められている場合」の下に、「当該土地の区域において新たに社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合」を、「場合には、当該除却すべき公営住宅の」の下に「うち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の」を加え、同条第四号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、「高層又は中層の」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十三条の三中「建設を」を「整備」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第三十五条とする。

第三章の二を第四章とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 公営住宅の整備

(整備基準)

第五条 公営住宅の整備は、建設大臣の定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、建設大臣の定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性

能を有する構造のものとするように努めなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第六条 公営住宅の整備は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行わなければならない。

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等(建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含む、共同施設を建設するための土地の取得

等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。の二分の一を補助することができ

る。
3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の三分の二を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第十条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。))で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転賃をするものがある場合にあつては、こ

れらの戸数を控除した戸数を超える分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

3 国は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)、当該共同施設の建設に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)

若しくはこれらの補修(以下「災害に基づく補修」という。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)に要する費用の二分の一を補助することができ

る。
4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超えるときは、標準建設費を公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)
第九条 事業主体は、公営住宅の借上げをする場

合において、公営住宅として低額所得者に転賃するために必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要となる施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するとき、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として建設省令で定めるものに係る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するとき、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち建設省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する

官 報 (号 外)

額その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額に二分の一を乗じて得た額を補助することが出来る。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又は施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又は改良に係る国の補助の特例)

第十条 国は、第八条第一項各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転賃するため公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し前条第一項の規定により補助金を交付するときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅共用部分工事費に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の五分の四に相当する額を超える場合には、当該五

分の四に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。)で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転賃をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

(国の補助の申請及び交付の手續)

第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助を受けようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の交付を決定し、これを当該事業主体に通知しなければならない。

(都道府県の補助)

第十二条 都道府県は、公営住宅の整備、共同施設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対して補助金を交付することができる。

(地方債についての配慮)

第十三条 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等若しくは共同施設を建設するための土地の取得等又は公営住宅を買い取るための土地の取得等若しくは共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第十四条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住宅として低額所得者に転賃するために必要となる住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合においては、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであるとしても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 公営住宅の管理

(管理義務)

第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設

設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、建設省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病氣にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七條第一項若しくは第八條第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、第八條第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借

上げをした公営住宅(第十条第一項の規定による国の補助に係るものを除く)にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八條第一項又は第十條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げ

をした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

4 前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して建設大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。

(敷金)
第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三分の家の賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 事業主体は、病気ににかつてゐることその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。

3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するように努めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)
第十九条 事業主体は、病気ににかつてゐることその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃等以外の金品徴収等の禁止)
第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に關し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。

(修繕の義務)
第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の建設省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)
第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)
第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者

(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならぬ。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定

める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいづれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者となす。

2 前条第二号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならぬ。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならぬ。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(家賃等の変更命令)

第二十六条 建設大臣は、公営住宅の家賃、第二十三条各号及び第二十四条第二項の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法が著しく適正を欠くと認めるときは、理由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ずることが出来る。

(入居者の保管義務等)

第二十七条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することが出来る。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することが出来る。

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十八条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基

準を超える高額の収入のあるときは、その者に

対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを
請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条第一項の政
令で定める基準を相当程度超えるものでなけれ
ばならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をす
る日の翌日から起算して六月を経過した日以後
の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項
の期限が到来したときは、速やかに、当該公營
住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する
場合において当該公営住宅に引き続き入居して
いるときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第
十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわら
ず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受け
た者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け
渡さない場合には、同項の期限が到来した日の
翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの
期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の
額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収するこ
とができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受け
た者が病気ににかかっていることその他条例で定
める特別の事情がある場合において、その者か
ら申出があったときは、同項の期限を延長する
ことができる。

ことができる。

8 第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の
規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規
定する金銭について準用する。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該
公営住宅に引き続き三年以上入居しており、か
つ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超
える収入のある場合において、必要があると認
めるときは、その者が他の適当な住宅に入居す
ることができるようにあつせんする等その者の
入居している公営住宅の明渡しを容易にするよ
うに努めなければならない。この場合におい
て、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公
的資金による住宅への入居を希望したときは、
その入居を容易にするように特別の配慮をしな
ければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公
共同体、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給
公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条に
おいて同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置
に協力しなければならない。

第三十一条 事業主体が第二十四条第一項の規定
による申込みをした者を他の公営住宅に入居さ
せた場合における前三条の規定の適用について
は、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終
了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅
の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に
入居していた期間は、その者が明渡し後に入居

した当該他の公営住宅に入居している期間に通
算する。

2 事業主体が、第四十条第一項の規定により同
項の規定による申出をした者を公営住宅建替事
業により新たに整備された公営住宅に入居させ
た場合における前三条の規定の適用について
は、その者が当該公営住宅建替事業により除却
すべき公営住宅に入居していた期間は、その者
が当該新たに整備された公営住宅に入居してい
る期間に通算する。

（公営住宅の明渡し）

第三十二条 事業主体は、次の各号の一に該当す
る場合においては、入居者に対して、公営住宅
の明渡しを請求することができる。

一 入居者が不正の行為によつて入居したと
き。

二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

三 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀
損したとき。

四 入居者が第二十七条第一項から第五項まで
の規定に違反したとき。

五 入居者が第四十七条の規定に基づく条例に
違反したとき。

六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたと
きは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなけれ
ばならない。

3 事業主体は、第一項第一号の規定に該当する

ことにより同項の請求を行つたときは、当該請
求を受けた者に対して、入居した日から請求の
日までの期間については、近傍同種の住宅の家
賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との
差額に年五分の割合による支払期後の利息を付
した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公營
住宅の明渡しを行う日までの期間については、
毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当
する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項第一号から第五号まで
の規定に該当することにより事業主体が当該入
居者に損害賠償の請求をすることを妨げるもの
ではない。

5 事業主体が第一項第六号の規定に該当するこ
とにより同項の請求を行う場合には、当該請求
を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨
の通知をしなければならない。

6 事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が
終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代
わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第
九十号）第三十四条第一項の通知をすることが
できる。

（公営住宅監理員）

第三十三条 事業主体は、公営住宅及び共同施設
の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及
びその環境を良好な状態に維持するよう入居者
に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を
置かなければならない。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

(収入状況の報告の請求等)

第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡し請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

附則第二項を削る。

附則第三項中「左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅を」「公営住宅」に改め、第一号及び第二号を削り、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「基く第十二条を」「基づく第十六条」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項を」「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項を」「附則第八項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第八項を」「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第九項及び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二号、第十一号及び第五十二号第一号の規定の適用については、第二号第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一号の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七号から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付けの貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付けの貸付け」と、第五十二号第一号中「第十一条第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読

み替えて適用される第十一条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付けの貸付け」とする。

附則第十五項を次のように改める。

15 当分の間、過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第二十三条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

附則に次の一項を加える。

16 当分の間、前項の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の公営住宅法(以下「新法」という。)第七号から第十号までの規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に

基つき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。)について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基つき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、新法第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第四項及び第五項並びに第五十二条第二号及び第三号の規定は適用せず、旧法第十二条、第十二条の三から第十四条まで、第十七条、第二十号から第二十二号まで、第二十三条の二から第二十三条の十まで及び第三十条第一号、第五号及び第六号を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。

5 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の

入居者が旧法第十七条に定める条件を具備しなければならぬ住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設とみなして新法の規定(第七條から第十條まで及び第十七條の規定を除く。)を適用する。

6 新法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定による家賃の決定に關し必要な手続その他の行為は、附則第三項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成十年三月三十一日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第一項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新法の例によりすることが出来る。

7 平成十年四月一日において現に附則第三項の公営住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新法第十六條第一項本文又は第四項の規定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を超える場合にあっては新法第十六條第一項本文又は第四項の規定によ

る家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額に旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額及び旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額及び旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年 度 の 区 分	負 担 調 整 率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

8 平成十年四月一日において現に附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る新法の規定による家賃の額が同日前の最終の家賃の額を超える場合には、新法の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて得た額とする。

9 平成十年四月一日において、附則第三項の公営住宅又は附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に地方公共団体の承認を得て同居し、又は居住している者は、それぞれ新法第二十七條第五項又は第六項の事業主体の同居又は居住の承認を受けたものとみなす。

10 平成十年四月一日前に旧法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとなす。

(地方自治法の一部改正)

11 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十八号の十一中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)
12 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「ついでには」の下に、「第三項に定めるもののほかを加え、第二種公営住宅とみなして、同法第十一條の三、第十二條、第十三條の三から第二十一條の二まで、第二十一條の四前段、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十四條から第二十五條まで」を「公営住宅とみなして、同法第十五條、第十八條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第四項まで、第三十二條第一項及び第二項、第三十三條、第三十四條、第四十四條、第四十六條並びに第四十七條に、「同法第十六條から第十八條まで」を「同法第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條第一項に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)の規定による改正前の公営住宅法(以下この項及び第三十六條において「旧公営住宅法」という。)第二條第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二條、第十三條、第二十一條の二及び第二十一條の四前段の規定による家賃及び敷金の決定

及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。

第三十六条第三号を削り、同条第四号中「第二十号」を「第二十六号」に、「同法第十七条各号」を「同法第二十三号各号及び第二十四条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四条の二第二項」を「第四十八条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六 第二十九条第三項の規定により旧公営住宅法第十三条の規定の例によるものとされる家賃の決定又は変更の承認
附則第十八項を削る。

(住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置)
13 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の住宅地区改良法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、この法律による改正後の住宅地区改良法の相当規定によつてしたものみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

14 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「罹災者公営住宅建設事業」を「罹災者公営住宅建設等事業」に改め、

同条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二種公営住宅を建設する」を「公営住宅の建設等(公営住宅法第二十五条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう)をする」に、「公営住宅法」を「同法」に、「工事費を建設等に要する費用(同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。)」に、「戸数をこえる」を「戸数当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転賃するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える」に改め、同条第二項中「第二種公営住宅の工事費」を「公営住宅の建設等に要する費用」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
15 この法律による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の支出すべきものとされたものを除く)について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、な

お従前の例による。

(住宅建設計画法の一部改正)

16 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「きき」を「聴き」に、「建設」を「整備」に、「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改め、同条第七項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に、「公営住宅法第二十一条第四号に規定する第二種公営住宅(同法第八條に「公営住宅(公営住宅法第八條、第十條並びに第十七條第二項及び第三項)に改め、同条第八項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

第六条第四項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

17 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表公営住宅の項中「第二号」を「第二号第五号」に、「建設工事」を「建設等」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

18 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項第三号ロ中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるもの」を「当該共同住宅に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
19 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項第三号ロの規定に基づいてした告示は、この法律による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項第三号ロの規定に基づいてしたものみなす。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

20 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第十七条第三号」を「第二十三条第三号」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改める。

審査報告書

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成八年五月二十三日

労働委員長 足立 良平

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における少子・高齢化の進展等にかんがみ、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者が財産形成を行い、育児、教育、介護等のために勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し等を行う場合に支援措置を講ずるとともに、中小企業の事業主が勤労者財産形成貯蓄契約等に関する事務等を事務代行団体に委託できる制度を創設する等の措置を講ずるものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成八年度労働保険特別会計予算の労災勘定に約三億千万円、同特別会計予算の雇用勘定に約三億千万円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、勤労者財産形成促進制度については、少子・高齢化の進展、労働移動の増加、勤労者の意

識・価値観の多様化、金融の自由化等の社会経済情勢の変化に即応し、引き続き制度全般の整備充実を図っていくこと。

二、勤労者の財産形成促進に必要な非課税限度額の引上げ等税制面の優遇措置の充実について、更に一層努力すること。

三、財形事務の事務代行制度が効果的に活用されるよう、助成の充実を図るなど、中小企業に対する勤労者財産形成促進制度の普及促進に一層努めること。

右決議する。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成八年五月十日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

律

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十四条」の下に、「第十四条

の二」を加える。

第六条第一項第一号イ中「この号、次項第一号イ及び第六項」を「この条」に改め、同条第二項第三号イ中「ロ及び」を削り、同条第六項中「限る」の下に「。以下この条及び第八条の二第三号において同じを、」(終了)以下「この項及び第九項において」を、「事業主(以下この項の下に)及び第九項を、」(損害保険会社(以下この項の下に)第八項及び第九項を加え、同条に次の二項を加える。

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七條、第八條の二第三号及び第十七條第二項第二号において同じ。)に係る預貯金等(勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八條の二第三号において同じ。)を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約(この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。)が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関

と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「預替え後の契約」という。)に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなった場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等(当該契約が預託による証券購入契約である場合にあっては、金銭の預託とする。)に係る金銭の払込み(当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で

定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主以下この項において「新事業主等」という。を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあっては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つてゐるときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一 当該払込代行契約の締結の日から政令で定める期間を超えて行われるもの

二 新事業主等が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行つたとき以後に行われるもの

三 その他政令で定めるもの

第七条中「事業主は、」を「事業主にあつては」に、「をする場合には、」を「（払込代行契約により行われるものを除く。）をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には」に、「当該契約を、当該勤労者財産形成貯蓄契約等に改める。」

第八条中「受けた場合」の下に「若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合」を加える。

第八条の二に次の一号を加える。

三 その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金という。）を支払う事業主に対し、

政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

第九条第一項第一号中「もの（以下「の下に」この条、次条及び第十条の三において」を加える。

第十四条の次に次の二条を加える。

（事務代行団体への事務の委託）

第十四条の二 法人である事業主団体であつて、労働省令で定めるところにより、労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の実業主（その資本の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の実業主が行ふこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて労働省令で定めるものを行うことができる。

2 前項の中小企業の実業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う当該勤労者が締結している勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、労働省令で定めるところにより、当該勤労者の同意を得なければならない。

（事業主が行ふ事業主団体への助成）

第十四条の三 事業主は、雇用促進事業団法第十九条並びに第八条の二、第九条及び第十条の三に規定する業務のほか、払込代行契約及び前条

の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行う法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行う。

第十七条第二項を次のように改める。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

一 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしてゐる勤労者（払込代行契約を締結している勤労者を除く。）を雇用する事業主 当該契約の締結及びこれに基づく預入等の状況

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

第十八条第一項中「第八条の二」の下に「及び第十四条の三」を加える。

第二十条第一項及び第二十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十二條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第二條第二項中「及び第十条の三」を「第十条の三及び第十四条の三」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年一月一日から施行

する。ただし、第四条第一項の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定(第十四条の三)については、払込代行契約に関する業務に関する助成に係る部分を除く。)、第十七条第二項の改正規定(同項第一号については払込代行契約を締結している勤労者を除く部分及び同項第二号については払込代行契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況に係る部分を除く。)、第十八条第一項の改正規定、第二十条第一項及び第二十一条の改正規定、第二十二條の改正規定並びに附則第二条第二項の改正規定並びに次条の規定は、平成八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第二十号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部
(配本送料)	〇〇三円
別	別